

# つくば市基準緩和型サービス指定申請の手引き

## 1 指定申請手続き

基準緩和型訪問サービス、基準緩和型通所サービスを提供するには、つくば市の指定を受ける必要があります。

### (1)指定期日

申請書提出から1か月後

### (2)指定有効期間

6年間

### (3)申請方法

高齢福祉課計画・施設係担当者と事前協議のうえ、基準緩和型サービス指定申請書類チェックリストに従い、申請書と添付書類を提出してください。

### (4)指定申請書提出先

つくば市保健福祉部高齢福祉課計画・施設係

## 2 申請書類作成時の留意事項

つくば市の独自基準による基準緩和型サービスは、介護予防訪問（通所）介護相当サービスとは別のサービスです。このため、運営規程、契約書等の作成や変更が必要です。

### ○ 運営規程

運営規程については、サービスを開始する時期までに次のように作成してください。

「介護保険法に基づく第1号訪問事業」、「介護保険法に基づく第1号通所事業」等

### ○ 契約書等

契約書、重要事項説明書、料金表等、利用者個人と取り交わすものについては、利用者のサービスが開始される時に合わせて作成してください。

※基準緩和型サービスの利用は契約の変更が必要になります。現行相当サービス

を利用している方は相当サービスの契約を終了させてください。

### 3 他市の被保険者にサービスを提供する場合

- 他の市町村の利用者につくば市の独自基準による基準緩和型サービスを提供することはできないため、その市町村の指定を受け、その市町村のサービスを提供することになります。
- 独自基準による基準緩和型サービスは、市町村ごとに実施状況が異なります。他の市町村の利用者にサービスを提供する場合は、その市町村がサービスを実施しているか、また、サービスの内容はどのようなものかを確認する必要があります。
- 市町村によって人員、設備等の基準やサービス単価が異なります。申請書類を作成する際は留意してください。